

札幌市告示第 1462 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 28 日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 指定管理者の名称
公益財団法人札幌国際プラザ
- 2 管理を行わせる施設の名称及び所在地
札幌留学生交流センター（札幌市豊平区豊平 6 条 6 丁目 5 番 35 号）
- 3 管理を行わせる期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 4 管理業務の範囲
 - (1) 施設の統括管理業務
 - (2) 施設・設備等の維持及び管理に関する業務
 - (3) 施設における事業の計画及び実施に関する業務
 - (4) 施設の利用等に関する業務
 - (5) 前各号に掲げる業務に付随する業務
- 5 利用料金に関する事項
施設の管理に当たっては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用するため、指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができることとする。利用料金は、札幌市が条例で定める額を上限として、指定管理者が札幌市の承認を得て定めることとする。